

平成 29 年度高知県医療施設近代化施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県医療施設近代化施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第 2 条 県は、医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境及び衛生環境の改善並びにへき地及び都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、医療施設の経営の確保を図るため、病院の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、「医療施設近代化施設整備事業の実施について」（平成 5 年 12 月 15 日付け健政発第 786 号厚生省健康政策局長通知）に基づき日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会その他知事が適当であると認める者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「補助事業者」という。）が開設する医療施設の患者療養環境、医療従事者職場環境、衛生環境等の改善のための医療施設近代化整備事業（以下「補助事業」という。）とする。ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園の工事並びに通路の敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、整備費として適当であると認められない費用

2 補助事業が複数年度にわたる場合で、当該補助事業に係る工事の契約がやむを得ず複数年度にわたるときは、各々の年度の国庫補助金の対象事業費について、当該年度の補助対象とする。

(補助率及び補助額の範囲)

第 4 条 補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

- (1) 別表第 1 の第 2 欄に掲げる補助基準額と同表の第 3 欄に掲げる補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を選定すること。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額

を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とすること。ただし、算定された金額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助金に係る工事に着手したときは、別記第2号様式による工事着工報告書を工事に着手した日から5日以内に知事に提出しなければならないこと。
- (3) 補助事業の内容(用途、規模、構造、規格等をいう。)を変更する場合は、事前に別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額の範囲内で、かつ、規模、構造又は規格が違っても同等の機能を果たすと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業

の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。

- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (13) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (14) 補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (15) 病床過剰地域において補助事業者が新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10パーセント以上削減し、そのまま病院全体の医療法（昭和23年法律第205号）の規定による許可病床数を削減すること。
- (16) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造及び木質化並びに備品等の木質化に努めるものとする。
- (17) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(指令前着手の届出)

第8条 補助事業者は、工程等の都合により前条の規定による補助金の交付の決定の前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第4号様式による指令前着手届を第5条の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第13号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第13号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、その金額を別記第6号様式による消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第 11 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 6 号から第 9 号まで、第 9 条第 3 項及び第 4 項、第 10 条並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 4 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第4条関係）

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
<p>医療施設近代化施設整備</p>	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>1 病院（改修により療養病床を整備する病院を除く。） (1) 及び(2)に掲げる基準面積（(1)+(2)）に別表第2に定める単価を乗じた額と(3)により算定された額との合計額とする。</p> <p>(1) 病棟整備 ア 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡²×整備後の整備区域の病床数 イ 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡²×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(2) 平成5年12月15日付け健政発第786号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 ア 整備区域の病床数を20パーセント以上削減する場合 25㎡²×整備後の整備区域の病床数</p>	<p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>1 病院（改修により療養病床を整備する病院を除く。）</p> <p>(1) 病棟 （病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p> <p>(2) 次に掲げる整備のうち厚生労働大臣が認める部門 ア 患者療養環境改善整備 イ 医療従事者職場環境改善整備 ウ 衛生環境改善整備 エ 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p>	<p>100分の33</p>

	<p>イ 整備区域の病床数を 20 パーセント未満削減する場合 $15\text{m}^2 \times$ 整備後の整備区域の病床数</p> <p>(3) 平成 5 年 12 月 15 日付け健政発第 786 号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の 3 の (1) の加算条件のうち⑩に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1 床当たり 605,000 円 \times 整備後の整備区域の病床数</p> <p>(1 の病院の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は 1 病院 150 床 (公的団体及び持分のない法人は、300 床) を限度とする。)</p>	<p>オ 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p> <p>(3) 電子カルテシステムの整備</p>	
--	--	--	--

(注) 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別表第2（第4条関係）

1平方メートル当たりの単価表

	鉄筋コンクリート	ブロック	木造
病院	200,900円	175,100円	—

（注）建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

別表第3（第6条、第7条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。